平成２２年（フ）第１０７８号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目８番６号
破産者　有限会社丸和産業
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３７号
兵庫県加古川市野口町長砂707番地
破産者　有限会社三方屋小椋豆腐店
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３１号
新潟県新潟市西区坂井１丁目20番４号
破産者　ドリームメタル株式会社
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
金沢市末町13の51番地５
破産者　扶桑工業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７１号
山口県岩国市平田６丁目56番６―206号
破産者　麻生　恵子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１４４５号
札幌市南区南沢３条３丁目４番８号
破産者　中濱　　満
1　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
2　一般調査期日　平成23年12月22日午後３時45分
平成23年10月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６号
群馬県桐生市相生町１丁目15番地１、住民票上の住所群馬県桐生市美原町５番58号
破産者　石川　健児
1　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午前11時30分
平成23年10月27日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目18番71号　セイントピア鎌ケ谷大仏208、開始決定時の住所長野県松本市蟻ケ崎５丁目３番36号　パークヒルズ蟻ケ崎１―Ａ
破産者　清水口健一
1　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
2　一般調査期日　平成24年２月３日午前10時
平成23年10月27日　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４１３３号
大阪府高槻市氷室町１丁目10番１号
破産者　新生化工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
2　一般調査期日　平成24年１月16日午後３時30分
平成23年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７９号
大阪府豊能郡豊能町光風台２丁目12番地の５
破産者　東　　一夫
1　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
2　一般調査期日　平成24年１月19日午後４時
平成23年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０号
神戸市東灘区西岡本４丁目15番２―105号
破産者　松本　和久
1　破産債権の届出期間　平成23年12月１日まで
2　一般調査期日　平成23年12月22日午前10時
平成23年10月27日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４２号
山形県米沢市塩井町塩野2949番地の３
破産者　平田　秀夫
1　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
2　一般調査期日　平成24年１月26日午前10時50分
平成23年10月28日　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３４９号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1462番地の１
破産者　有限会社アクト
1　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
2　一般調査期日　平成24年２月１日午前10時
平成23年10月27日　　大津地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２４５号
宮崎市中村東２丁目８番33号アンデルセンコーポ301号
破産者　白間のりこ（旧姓上村）
1　期日　平成23年12月16日午後４時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月25日　　宮崎地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第４５号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目14番地ニューライフかわむらＡ101号
破産者　島城　政広
異議申述期間　平成23年12月28日まで
平成23年10月28日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１３号
愛媛県今治市喜多村２丁目１番48号
清算株式会社　神村シャッター株式会社
代表清算人　神村　鉄雄
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事第１部

監 督 命 令

平成２３年（再）第７８号
東京都台東区上野１丁目９番２号
再生債務者　都光商事株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所　弁護士　宮谷　　隆
平成23年10月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第７５号
東京都江戸川区平井５丁目31番３号
再生債務者　株式会社タイムケミカル
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時40分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年１月４日から平成24年１月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第７７号
東京都足立区千住宮元町25番８号
再生債務者　株式会社タカハラ
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前９時20分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年１月４日から平成24年１月11日まで
東京地方裁判所民事第20部